

厚生労働省発医政 0222 第 2 号

## 特定行為研修指定研修機関指定証

指定研修機関番号 2428013

指定研修機関名 社会医療法人渡邊高記念会

医療人材開発センター

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第三十七条の二第二項第五号に規定する下記の特定期行為区分に係る特定期行為研修を行う指定研修機関として令和6年2月22日付けで指定する。また、保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定期行為及び同項第四号に規定する特定期行為研修に関する省令（平成二十七年厚生労働省令第第三十三号）別表第四備考第五号に係る下記の特定期行為別パッケージ研修の実施について同日付で認定する。

記

### 特定期行為区分（14区分）

- ・呼吸器（気道確保に係るもの）関連・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連
- ・呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連・循環器関連・ろう孔管理関連
- ・栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連
- ・栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連
- ・創傷管理関連・動脈血液ガス分析関連・栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連
- ・血糖コントロールに係る薬剤投与関連・術後疼痛管理関連
- ・循環動態に係る薬剤投与関連・精神及び神経症状に係る薬剤投与関連

### 領域別パッケージ研修（4領域）

- ・在宅・慢性期領域・術中麻酔管理領域・救急領域・集中治療領域

令和6年2月22日

厚生労働大臣

武見敬三

